

吳市教育委員会議題
(令和3年8月24日定例会)

吳市教育委員会

令和3年8月24日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第25号 令和4年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
- 4 報告第22号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 5 教議第26号 令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択について
- 6 教議第27号 令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択について
- 7 教議第28号 令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択について
- 8 教議第29号 「教育委員会事務点検・評価報告書（令和2年度事務事業対象）」について 【非公開】
- 9 教議第30号 臨時代理の承認について（令和3年度教育費補正予算） 【非公開】

令和4年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

令和4年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針

人事の取扱いについては、全て厳正公平を旨としてこれを行い、教職員の組織の刷新充実を図り、清新にして堅実な気風の醸成に努め、教育効果を最高度に発揮することができるよう校長意見を重んじ、最善の措置をする。

- 1 学校相互間において、教職員組織の適正化を図るとともに、行政機関及び学校種別間においても、適正な配置換を行う。
- 2 同一校又は同一地域に相当期間にわたって在職する者については、積極的に配置換を行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。
- 3 人事配置に当たっては適材適所を旨とし、教育に対する情熱、健康、人物、識見及び指導力を重視する。
- 4 呉高等学校と県立及び他市の市立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 5 県費負担教職員人事については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、広島県教育委員会と一層密接な連携を図るとともに、計画的に配置する。

議案資料

令和4年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

昨年度	今年度
<p data-bbox="151 365 772 450"><u>令和3年度</u>教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針</p> <p data-bbox="151 510 772 786">人事の取扱いについては、全て厳正公平を旨としてこれを行い、教職員の組織の刷新充実を図り、清新にして堅実な気風の醸成に努め、教育効果を最高度に発揮することができるよう校長意見を重んじ、最善の措置をする。</p> <ol data-bbox="151 846 772 1653" style="list-style-type: none"> 1 学校相互間において、教職員組織の適正化を図るとともに、行政機関及び学校種別間においても、適正な配置換を行う。 2 同一校又は同一地域に相当期間にわたって在職する者については、積極的に配置換を行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。 3 人事配置に当たっては適材適所を旨とし、教育に対する情熱、健康、人物、識見及び指導力を重視する。 4 呉高等学校と県立及び他市の市立学校との人事交流を積極的に推進する。 5 県費負担教職員人事については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、広島県教育委員会と一層密接な連携を図るとともに、計画的に配置する。 	<p data-bbox="798 365 1420 450"><u>令和4年度</u>教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針</p> <p data-bbox="798 510 1420 786">人事の取扱いについては、全て厳正公平を旨としてこれを行い、教職員の組織の刷新充実を図り、清新にして堅実な気風の醸成に努め、教育効果を最高度に発揮することができるよう校長意見を重んじ、最善の措置をする。</p> <ol data-bbox="798 846 1420 1653" style="list-style-type: none"> 1 学校相互間において、教職員組織の適正化を図るとともに、行政機関及び学校種別間においても、適正な配置換を行う。 2 同一校又は同一地域に相当期間にわたって在職する者については、積極的に配置換を行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。 3 人事配置に当たっては適材適所を旨とし、教育に対する情熱、健康、人物、識見及び指導力を重視する。 4 呉高等学校と県立及び他市の市立学校との人事交流を積極的に推進する。 5 県費負担教職員人事については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、広島県教育委員会と一層密接な連携を図るとともに、計画的に配置する。

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

1 概要

(1) 白岳すみれ児童会

児童1名 7月27日(火)に陽性確認
児童会臨時休会 7月28日(水)から7月30日(金)まで
児童会施設消毒 7月30日(金)に実施

- ・白岳小学校の対応としては、当該児童が感染可能期間に授業を実施しておらず、当該児童が校舎に入る機会もなかったため、臨時休業及び消毒は実施しない。

(2) 呉市立中学校

生徒1名 8月7日(土)に陽性確認

- ・当該生徒の感染が確認された2日以上前から当該生徒は登校しておらず、校舎に入る機会もなかったため、臨時休業及び消毒を実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行わない。

(3) 白岳すみれ児童会

児童2名 8月12日(木)に陽性確認
児童会臨時休会 8月13日(金)から8月15日(日)まで
児童会施設消毒 8月15日(日)に実施

- ・白岳小学校の対応としては、当該児童が感染可能期間に授業を実施しておらず、当該児童が校舎に入る機会もなかったため、臨時休業及び消毒は実施しない。

(4) 呉市立小学校(2校)

児童2名 8月12日(木)に陽性確認

- ・当該児童の感染可能期間に当該児童は登校していないため、臨時休業及び消毒を実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行わない。

(5) 呉市立小学校(2校)

児童1名及び教職員1名 8月18日(水)に陽性確認

- ・当該児童及び教職員の感染が確認された2日以上前から当該児童及び教職員は登校していないため、臨時休業及び消毒を実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行わない。

(6) 呉市立小中学校（小学校：1校，中学校：2校）

児童1名及び生徒2名 8月19日（木）に陽性確認

- ・当該児童生徒の感染が確認された2日以上前から当該児童生徒は登校していないため、臨時休業及び消毒を実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行わない。

(7) 呉市立中学校

生徒1名 8月20日（金）に陽性確認

- ・当該生徒の感染が確認された2日以上前から当該生徒は登校していないため、臨時休業及び消毒を実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行わない。

(8) 呉市立小学校（2校）

児童2名 8月21日（土）に陽性確認

- ・当該児童の感染が確認された2日以上前から当該児童は登校していないため、臨時休業及び消毒を実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行わない。

(9) 阿賀いずみ児童会

児童1名 8月22日（日）に陽性確認

児童会臨時休会 8月23日（月），24日（火）

児童会施設消毒 8月24日（火）に実施

- ・阿賀小学校の対応としては、当該児童が感染可能期間に授業を実施しておらず、当該児童が校舎に入る機会もなかったため、臨時休業及び消毒は実施しない。

(10) 呉市立小学校

児童2名 8月22日（日）に陽性確認

- ・当該児童の感染が確認された2日以上前から当該児童は登校していないため、臨時休業及び消毒を実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行わない。

(11) 阿賀いずみ児童会

児童1名 8月23日（月）に陽性確認

※阿賀いずみ児童会及び阿賀小学校の対応は、(9)と同様。

2 「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策期間（令和3年8月21日～9月12日）における学校対応

(1) 他地域への移動

- ・緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、最大限、自粛
- ・県内での移動について、広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、坂町との往来は、最大限、自粛
- ・緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域への修学旅行、野外活動、社会見学等については、自粛

(2) 授業実施について

呉市立小中学校

- ・原則対面

呉高等学校

- ・原則対面とし、1年生においては臨時休業等となった場合には、オンラインで授業を配信

(3) 部活動について

- ・感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとし、活動時間を90分以内（ただし、大会、コンクール出場等はこの限りではない。）
- ・学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は行わない。

(4) 寄宿舎における感染症対策について

- ・現在、自宅へ帰省している生徒が寄宿舎へ戻る際には、発熱等の症状が無い場合に限ることとし、可能な限り感染リスクを減じた方法で移動するよう指導
- ・寄宿舎から自宅への帰省は可能とする。ただし、他地域の移動の自粛を求めていることを踏まえ、移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導

(5) その他

- ・研修及び部会等については、原則として、オンラインでの開催
- ・学校訪問については、呉市教育委員会と協議の上、訪問の可否を決定。訪問する場合においても、最小限の人数で、感染予防対策を徹底した上で訪問
- ・参観日については、原則行わない。ただし、進路説明会、修学旅行説明会、野外活動説明会等この時期に実施する必要があるものについては、十分な感染症対策を講じた上で実施